武蔵野市プレーパーク運営委託事業公募型プロポーザル質問及び回答

No.	該当資料	件名	質問	回答	訂正
1	仕様書（案）9 留意事項⑪	武蔵野市職員との協議の場について	プレーパーク事業は、他の公園では禁止されていることができるということが事業の魅力の一つですが、武蔵野市の担当職員が交代した際に、個人的な見解で禁止などの措置が行われてきました。また、その措置が両担当課で情報共有されておらず、事業運営に大きな支障をきたしてきました。それを防ぐため、事業の中身に関して、武蔵野市職員との話し合いの場を設け、両担当課で情報共有を行うべきと考えますが、その予定はあるのでしょうか。	必要に応じて、委託先事業者と市関係各課との間で協議・報告の場は設ける予定です。	